

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

# 神戸市分別収集計画

## (令和2年度～令和6年度)

## 1. 計画策定の意義

本市では、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会の実現に向けて、分別の徹底とさらなるごみの減量・資源化を推進するため、平成 20 年 11 月から「家庭ごみの指定袋制度」、「大型ごみの申告有料収集」、「容器包装プラスチックの分別収集（北区先行実施）」、平成 23 年 4 月からは、全市での「容器包装プラスチックの分別収集」といった新たな施策を導入し、制度導入前と比較し、市内のごみ量は約 30%減少している。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という）の平成 18 年の改正を受けて、事業者による排出抑制を支援することを目的に、「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結した。平成 23 年には北区・西区をモデル地域として、より多くの事業者や市民と連携して取組みを推進している。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装リサイクル法」第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

## 2. 基本的な方向

本計画は、「次世代へつなげる循環型都市“こうべ”」を基本理念とする「神戸市一般廃棄物処理基本計画」における基本方針に則し、これまでの分別収集の実績を勘案し策定した。

- (1) むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）
- (2) 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底
- (3) 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

循環型都市“こうべ”の実現に向け、上記 3 つの方針を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応しながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという 3R の考えに基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

取組の順序についてはまず、「そもそもごみとして排出されるものを減らす」2R（リデュース・リユース）の取組を優先していく。

次に、効率的で適正な処理のために、適切な排出・分別ルールの徹底を図るとともに排出や分別に困っている高齢者や障がい者に対して地域福祉とも連携しながら排出の支援に取り組んでいく。最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについて、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図りながら、環境にできるだけ負荷をかけないように適正に処理を行う。

そして、継続的な啓発に努めるとともに、若者から高齢者まで、従来から居住している人から転居してきた人（共同住宅（マンション）入居者、外国人など）まで、全ての市民・事業者がごみに関して理解を深めるための情報を効果的に発信し、日々の行動につながる施策を展開していく。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。また、分別の区分の見直しにより変更する場合がある。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

		2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
容器包装廃棄物		82,325	81,557	80,792	80,031	79,273
品 目 内 訳	主としてスチール製の容器	1,863	1,846	1,828	1,811	1,794
	主としてアルミニウム製の容器	2,916	2,889	2,861	2,834	2,808
	主として無色のガラス製容器	4,761	4,716	4,672	4,628	4,584
	主として茶色のガラス製容器	2,489	2,466	2,443	2,420	2,397
	主としてその他の色のガラス製容器	1,266	1,255	1,243	1,231	1,219
	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3,446	3,414	3,382	3,350	3,319
	主として段ボール製の容器	13,471	13,345	13,220	13,095	12,971
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	15,898	15,749	15,602	15,455	15,308
	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	5,879	5,824	5,769	5,715	5,661
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記 PET 以外のもの	30,337	30,054	29,772	29,492	29,213

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

排出抑制のためには、市民・事業者の自主的な取り組みが重要であり、市としては支援策として、引き続き以下の施策を進める。

対 象	支 援 策
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エコタウンまちづくり」の推進</li> <li>・ 「ふれあいごみスクール」などの体験型学習、K O B E こどもエコクラブ事業、こうべエコちゃれぜミの実施、神戸こどもエコチャレンジ 21 倶楽部への支援など、環境教育・環境学習の充実</li> <li>・ こうべ環境未来館でのごみ学習プログラムの充実</li> <li>・ 資源集団回収活動助成制度の充実</li> <li>・ 資源集団回収リーダー研修会の開催</li> <li>・ 資源集団回収活動優秀団体表彰制度</li> <li>・ 雑がみ出しやすさの向上のための取り組み</li> <li>・ 市内一斉クリーン作戦の実施</li> <li>・ 優良クリーンステーション顕彰</li> <li>・ 家庭系ごみの指定袋制度</li> <li>・ 大型ごみの申告有料収集</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店頭回収の推進</li> <li>・ レジ袋削減に向けた事業者との協定締結</li> <li>・ ISO14001、KEMS（神戸環境マネジメントシステム）の普及促進</li> <li>・ 大規模事業所への減量資源化指導</li> <li>・ 大規模事業所廃棄物管理責任者研修会の開催</li> </ul>
広 報 啓 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭から出るごみと資源の分け方・出し方「ワケトンブック」、ルールチラシ、「広報紙K O B E」など各種広報媒体の活用</li> <li>・ 啓発動画を作成し、SNSなどで情報発信</li> <li>・ 分別アプリの公開</li> <li>・ スマートスピーカーによるごみ出し等の音声案内</li> <li>・ 「ワケトン」の活用による分別徹底キャンペーン</li> <li>・ 「出前トーク」などによる市民との直接対話</li> <li>・ こうべ環境未来館、エコエコひろば等における環境教育・啓発</li> <li>・ リサイクル工房における2Rを中心とした啓発</li> <li>・ 「スリム・リサイクル宣言の店」「ワケトンエコショップ」制度を通じてのPR</li> <li>・ 大都市減量化・資源化共同キャンペーン（マイバッグ持参運動）</li> </ul>

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市が分別収集するものについては、次表の区分で行う。ただし、分別の区分の見直しにより変更する場合がある。

また、集団回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、牛乳パック、段ボール等の区分で、店頭回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、トレイ及び牛乳パック等の区分で回収する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
		令和2年度～6年度
缶	主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル (袋混合収集)
	主としてアルミニウム製の容器	
びん	主として無色のガラス製容器	
	主として茶色のガラス製容器	
	主としてその他の色のガラス製容器	
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	1,482		1,476		1,472		1,466		1,460	
主としてアルミニウム製の容器	2,506		2,496		2,489		2,479		2,469	
主として無色のガラス製容器	2,585		2,584		2,583		2,582		2,581	
	指定法人 217	別ルート 2,368	指定法人 216	別ルート 2,368	指定法人 215	別ルート 2,368	指定法人 214	別ルート 2,368	指定法人 213	別ルート 2,368
主として茶色のガラス製容器	1,482		1,481		1,480		1,479		1,478	
	指定法人 256	別ルート 1,226	指定法人 255	別ルート 1,226	指定法人 254	別ルート 1,226	指定法人 253	別ルート 1,226	指定法人 252	別ルート 1,226
主としてその他の色のガラス製容器	934		933		932		931		930	
	指定法人 300	別ルート 634	指定法人 299	別ルート 634	指定法人 298	別ルート 634	指定法人 297	別ルート 634	指定法人 295	別ルート 634
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	321		319		318		317		316	
主として段ボール製の容器	9,429		9,392		9,363		9,325		9,288	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	4,995		4,975		4,960		4,940		4,920	
	指定法人 0	別ルート 4,995	指定法人 0	別ルート 4,975	指定法人 0	別ルート 4,960	指定法人 0	別ルート 4,940	指定法人 0	別ルート 4,920
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	4,993		4,973		4,958		4,938		4,918	
	指定法人 4,526	別ルート 467	指定法人 4,508	別ルート 465	指定法人 4,494	別ルート 464	指定法人 4,476	別ルート 462	指定法人 4,458	別ルート 460
主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	8,100		8,067		8,043		8,010		7,978	
	指定法人 7,833	別ルート 267	指定法人 7,801	別ルート 266	指定法人 7,778	別ルート 265	指定法人 7,746	別ルート 264	指定法人 7,715	別ルート 263
(うち白色トレイ)	206		205		204		204		203	
	指定法人 0	別ルート 206	指定法人 0	別ルート 205	指定法人 0	別ルート 204	指定法人 0	別ルート 204	指定法人 0	別ルート 203
計	36,826		36,695		36,597		36,466		36,335	

※ただし、分別の区分の見直しにより変更する場合がある。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=平成30年の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類に応じ、下表のとおり分別収集を実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル	市による定期収集	民間事業者 に委託
	主としてアルミニウム製の容器			
びん	主として無色のガラス製容器			
	主として茶色のガラス製容器		住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主としてその他の色のガラス製容器			
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの			
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	容器包装プラスチック	市による定期収集	民間事業者 に委託
紙	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック	住民団体による集団回収 公共施設拠点回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	住民団体による集団回収	民間事業者

※ただし、分別の区分の見直しにより変更する場合がある。

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

缶・びん・ペットボトルを選別する施設として、資源リサイクルセンターを運営する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の 容器	缶・びん・ペ ットボトル	指定袋	2t パッカー車 又は ミニダンプ車	資源リサイク ルセンター (選別・圧縮 施設)
主としてアルミニウム 製の容器				
主として無色のガラス 製容器				
主として茶色のガラス 製容器				
主としてその他の色の ガラス製容器				
主としてポリエチレン テレフタレート (PET) 製の容器であ って飲料又はしょうゆ を充てんするためのも の				
主として紙製の容器包 装であって、飲料を充 てんするためのもの (原材料としてアルミ ニウムが利用されてい るものを除く)	牛乳パック	ひもでくくる プラスチック コンテナなど	集団回収による収集 公共施設拠点回収に よる収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として段ボール製の 容器	段ボール	ひもでくくる	集団回収による収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として紙製の容器包 装であって上記以外の もの	雑がみ	ひもでくくる	集団回収による収集	民間事業者
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記 PET 以外のもの	容器包装プ ラスチック	指定袋	2t パッカー車 又は ミニダンプ車	民間事業者 に委託

※ただし、分別の区分の見直しにより変更する場合がある。

(資源リサイクルセンターの概要)

- ・ 稼動開始 平成 16 年 6 月
- ・ 所在地 神戸市西区見津が丘 1 丁目 9 (神戸複合産業団地内)
- ・ 処理内容 缶、びん、ペットボトル自動選別 (一部手選別)・圧縮
- ・ 処理能力 90 t / 日